

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十五号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月奈良県条例第二十四号）第一条並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は令和七年四月一日とし、同条例第二条の規定の施行期日は同年五月七日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。